

資源ごみ（有価物）回収団体奨励金の手続きについて

問合せ先：菊池市 環境課 Tel：25-7217

1 奨励金の額及び算出方法

「菊池市資源ごみ（有価物）回収団体奨励金交付要綱」に基づき、各団体で回収した有価物を、廃品回収業者に引き渡した量に対して、申請書を提出いただき審査のうえ、後日奨励金を交付するものです。※申請者は団体の代表者に限ります。（区長、子供会の会長等）

● 令和8年度現在の奨励金は、下記のとおりです。（今後変更となる可能性があります）

- (1)一升びん 10円/本 (2)ビールびん 10円/本
(3)紙類 10円/kg (4)布類 10円/kg (5)アルミ 10円/kg

上記有価物以外で有価物として回収できる種類についても、資源ごみ回収業者に確認して、積極的な引き渡しにご協力ください。

2 廃棄物（価値の無いごみ）を引き渡す行為にはご注意ください！

回収した廃品物の中で、回収業者へ処理料金（名目に限らず、運搬費なども含みます）を支払って引き渡す行為は、廃棄物処理法で規制されており、「一般廃棄物収集運搬業許可業者（市許可）」に限ります。（産業廃棄物収集運搬業の許可業者では法令違反になります）

くれぐれも無許可業者へ引き渡すことが無いよう、不明な場合は事前に環境課までご相談ください。（市の許可業者は市が発行した許可証を保有していますので必ず提示を求めてください）

1 廃品回収の実施（団体長→廃品回収業者）

各団体で決定した廃品回収日に業者へ引取りをお願いしてください。

- ① 回収日、回収頻度、関係住民への周知、回収場所の確保、回収作業、業者打合せ等は各団体の責任で行ってください。
- ② 業者が発行した有価物引渡し伝票（種類、数量等が記載）は必ず保管しておいてください。

2 交付申請書の提出（団体長→市）

交付申請書の提出

- ① 資源ごみ（有価物）回収団体奨励金交付申請書（様式第1号）
- ② 有価物引渡し伝票（種類、数量等が記載されたもの）の写し

3 内容審査・交付決定（市→団体長）

交付決定通知書の通知

- ① 申請書の内容を審査
- ② 審査に合格した場合は、資源ごみ（有価物）回収団体奨励金交付決定通知書（様式第2号）を団体長宛てに通知します。

4 奨励金の請求（団体長→市）、支払い（市→団体長）

奨励金の請求

- ① 補助金等交付請求書（様式第7号）を提出

奨励金の支払い

- ① 請求書に記載された指定口座（団体の口座に限ります）に振り込みします。

5 以上で事業完了です！